

随意契約理由書

件名	浄水統括事務所管轄直流電源設備点検整備その 1
契約の相手方	古河電池株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務は、直流電源設備の性能を維持するとともに、故障等による発注者の管理上不都合な事態の発生を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。 本業務対象の当該設備・機器は、上記契約の相手方が製作したものである。 本業務は、整流器や蓄電池の内部点検、調整等を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。 以上の理由から、本点検整備業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記、契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課（電気保全）（電話 341-8994 ）